

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市万代島多目的広場
所管部・課	都市政策部港湾空港課
所在地	新潟市中央区万代島4番地2
根拠法令	
設置条例	新潟市万代島多目的広場条例
施設概要	<p>かつて水産物の荷さばき施設として使用された、大きなかまぼこ型の屋根が特徴の建物を改修した屋内広場と、隣接して整備された広大なイベントスペースを持つ屋外広場で構成された多目的広場。通常時は一般開放しているほか、専用利用も可能で、電源や給排水など、イベント等に利用可能な設備を有する。</p> <p>○全面供用開始：平成30年6月（屋内広場は平成30年3月供用開始） ○敷地面積：13,023㎡ ○屋内広場構造：鉄骨造、平屋建て</p>

施設の設定目的
<p>多様な活動を行う場及び憩いや集いの場を提供することにより、港をいかしたにぎわいを創出します。</p>
管理・運営に関する基本理念，方針等
<p>○新潟港西港区の万代島地区において、港の日常風景を眺めながら憩い、集える空間を提供することで、市民が新潟港を身近に感じるとともに、みなとまち新潟への愛着を深めてもらう。</p> <p>○港の新たな交流拠点として、通常の一般開放による利用及びイベント等による専用利用を促進するほか、近隣他施設との連携による相乗効果で港のにぎわいを創出し、交流人口の拡大により新潟港の拠点化を図る。</p> <p>○令和3年4月1日より、指定管理者制度へ移行し、万代島多目的広場を含めたみなとまち新潟の新たなにぎわいの創出に取り組む。</p>